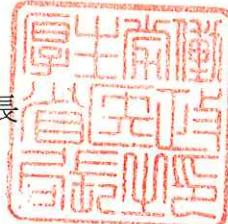


医政発1101第11号
平成28年11月1日

公益社団法人
日本助産師会会长 殿

厚生労働省医政局長



「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の
一部改正について

看護行政の推進については、平素よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、別添通知を各都道府県知事あて發出いたしましたので、
御了知下さいますようお願ひいたします。

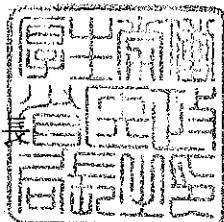
11/11

医政発1101第10号
平成28年11月1日



各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の
一部改正について

看護行政の推進については、平素よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

今般、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日付け医政発0331第21号厚生労働省医政局長通知）の一部を別紙のとおり改め、別紙1については平成28年11月1日より施行することとし、別紙2については平成30年4月1日より施行することとしたので、御了知いただくとともに、貴管内の養成所への周知に関して御協力をお願いします。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン

(平成28年11月1日より施行。下線部は改正部分。)

	新	旧
第1～3	(略)	(略)
第4 学生に関する事項	第1～3 (略)	第4 学生に関する事項
1～4 (略)	1～4 (略)	1～4 (略)
5 外国人の留学生の受入れ	5 外国人の留学生の受入れ	5 外国人の留学生の受入れ
(1) 看護師等養成所で留学生を受入れる際は、教育指導の観点から、指定規則に定める専任教員に加えて、必要に応じて担当する専任教員をおくこと。	(1) 看護師等養成所で受入れる留学生の人数は、教育指導や実習受入れの観点から、養成所の各学年定員の10%以内であること。	(1) 看護師等養成所で受入れる留学生の人数は、教育指導や実習受入れの観点から、養成所の各学年定員の10%以内であること。
(2) 留学生の日常生活に関して、十分な支援や指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。	(2) 当該留学生の教育及び生活指導の向上のため、指定規則に定める専任教員に加えて、留学生5人に対し1人の割合で、担当する専任教員をおくこと。	(2) 当該留学生の教育及び生活指導の向上のため、指定規則に定める専任教員に加えて、留学生5人に対し1人の割合で、担当する専任教員をおくこと。
(3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認することともに、次の事項に留意が必要であること。 ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。 イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。	(3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認することともに、次の事項に留意が必要であること。 ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。 イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。	(3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認することともに、次の事項に留意が必要であること。 ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。 イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。
ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。	ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。	ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。
エ 学内の試験等については特別の扱いを行わないこと。	エ 学内の試験等については特別の扱いを行わないこと。	エ 学内の試験等については特別の扱いを行わないこと。
オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。	オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。	オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。
カ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。	カ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。	カ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。
メ 学内に試験等における留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関におけるアルバイトは行われるべきものでないこと。	メ 学内に試験等における留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関におけるアルバイトは行われるべきものでないこと。	メ 学内に試験等における留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関におけるアルバイトは行われるべきものでないこと。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン

(平成30年4月1日より施行。下線部は改正部分。)

	新	旧
第1 課程の定義等	(略)	
1 このガイドラインにおいて、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。		
(1) ~ (4) (略)		
(5) 「2年課程（通信制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち同項第1号ただし書に基づき、免許を得た後 <u>7年</u> 以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により2年以上の教育を行うものをいう。		
なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材による授業」という。）、主として放送その他のこれに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）等により行われるものとする。		
第2～3 (略)		
第4 学生に関する事項		
1 入学資格の確認		
(1) 入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。		
ア (略)		
イ 看護師養成所		
(ア) ~ (イ) (略)		
(ウ) 2年課程（通信制）にあつては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後 <u>7年</u> 以上業務に従事していることを証明する次の書類		
a 准看護師免許証の写し		
b 准看護師として <u>7年</u> （ <u>84</u> か月）以上業務に従事した旨の就業証明書		
なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、 <u>7年</u> （ <u>84</u> か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。		

(工) 2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）の入学資格については、以下の点に留意されたいこと。	(工) 2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）の入学資格については、以下の点に留意されたいこと。
a 就業証明書とは、准看護師として業務に従事した施設の長（2以上の施設で業務に従事したときは、従事した施設すべての長）の発行する証明書をいうものであること。	a 就業証明書とは、准看護師として業務に従事した施設の長（2以上の施設で業務に従事したときは、従事した施設すべての長）の発行する証明書をいうものであること。
b 准看護師として業務に従事した月数（2年課程及び2年課程（定時制））については36か月以上、2年課程（通信制）については84か月以上であること。）の算定に当たっては、准看護師として最初に勤務した日の属する月及び最後に勤務を終了した日の属する月は、それぞれ1か月として算定して差し支えないこと。	b 准看護師として業務に従事した月数（2年課程及び2年課程（定時制））については36か月以上、2年課程（通信制）については120か月以上であること。）の算定に当たっては、准看護師として最初に勤務した日の属する月及び最後に勤務を終了した日の属する月は、それぞれ1か月として算定して差し支えないこと。
c 学校教育法第90条の規定により大学に入学することのできる者（高等学校又は中等教育学校を卒業した者を除く。）であつて准看護師であるものは、高等学校又は中等教育学校を卒業した准看護師と同様に2年課程及び2年課程（定時制）の入学資格を有するものであること。	c 学校教育法第90条の規定により大学に入学することのできる者（高等学校又は中等教育学校を卒業した者を除く。）であつて准看護師であるものは、高等学校又は中等教育学校を卒業した准看護師と同様に2年課程及び2年課程（定時制）の入学資格を有するものであること。
d 入学を認める際は、准看護師籍への登録が行われているかどうかの確認を徹底して行うこと。	d 入学を認める際は、准看護師籍への登録が行われているかどうかの確認を徹底して行うこと。
e 2年課程（通信制）の入学生の業務従事期間を確認する際は、看護実践能力等、学生の学習準備状況を十分に把握するために、准看護師としてのこれまでの就業形態、就業場所、就業日数・時間について総合的に確認すること。	e 2年課程（通信制）の入学生の業務従事期間を確認する際は、看護実践能力等、学生の学習準備状況を十分に把握するために、准看護師としてのこれまでの就業形態、就業場所、就業日数・時間について総合的に確認すること。

ウ (略)
(2) ~ (3) (略)
2~5 (略)

ウ (略)
(2) ~ (3) (略)
2~5 (略)

<p>1 事任教員及び教務主任 (1) ~ (7) (略) (8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程（定時制）にあっては8人以上、2年課程（全日制及び定時制）にあっては7人以上、2年課程（通信制）にあっては10人以上、准看護師養成所にあっては5人以上（当分の間、3人以上）確保すること。ただし、2年課程（通信制）にあっては学生総定員が300人以下の場合は、8人以上とする。</p> <p>(9) ~ (14) (略) 2~5 (略)</p>	<p>1 事任教員及び教務主任 (1) ~ (7) (略) (8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程（定時制を含む）にあっては8人以上、2年課程（定時制及び通信制を含む）にあっては7人以上、准看護師養成所にあっては5人以上（当分の間、3人以上）確保すること。</p> <p>(9) ~ (14) (略) 2~5 (略)</p>	<p>第6 教育に関する事項 1~4 (略) 5 2年課程（通信制） (1) ~ (2) (略) (3) 教育実施上の留意事項 ア 講義は、試験等を含め年間を通じて適切に行うこと。 イ 郵便事情等による不測の事態への対処方針を定めておくこと。 ヴ 別表3-2で示す2年課程（通信制）の教育について、臨地実習における授業の他に、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野においては、対面による授業10日を行うこと。対面による授業は、学生が養成所等に通学し、教員と対面し直接指導を受けて、別表3-2の備考を参考し、学生の看護実践能力を把握・評価した上で個別の状況を考慮した教育が行われるものであること。</p> <p>6 (略)</p>	<p>第6 教育に関する事項 1~4 (略) 5 2年課程（通信制） (1) ~ (2) (略) (3) 教育実施上の留意事項 ア 講義は、試験等を含め年間を通じて適切に行うこと。 イ 郵便事情等による不測の事態への対処方針を定めておくこと。 ヴ 講義は、試験等を含め年間を通じて適切に行うこと。 イ 郵便事情等による不測の事態への対処方針を定めておくこと。</p> <p>6 (略)</p>	<p>第7~第9 (略)</p> <p>別表1~別表3-1 (略)</p> <p>別表1~別表3-1 (略)</p>
---	--	---	--	--

別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等（2年課程、2年課程（定時制）、2年課程（通信制））

別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等（2年課程、2年課程（定時制）、2年課程（通信制））

教育の基本的考え方			
1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。			
2) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。			
3) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。			
4) 健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復に關わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。			
5) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。			
6) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。			

教育の基本的考え方			
1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。			
2) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。			
3) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。			
4) 健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復に關わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。			
5) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。			
6) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。			

教育内容			
2年課程 2年課程 (定時制)		2年課程 (通信制)	
留意点			
教育内容	単位数	単位数	単位数
科学的思考	7	7	1 単位の授業科目を 45 時間の学修に相当する内容にすること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことなどを標準として、達成度を確認すること。
科学的思考 基礎分野 人間と社会の理解	7	7	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含む

教育内容			
2年課程 2年課程 (定時制)		2年課程 (通信制)	
留意点			
教育内容	単位数	単位数	単位数
科学的思考 基礎分野 人間と社会の理解	7	7	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含む

基礎看護学	2	1	3事例程度	1病院見学実習 2日及び 面接授業3日	2年課程（通信制）について では、紙上事例演習、病院等見学 実習、面接授業で代える。	基礎看護学	2	1
小計	8	7	3事例程度	1		小計	8	7
専門分野Ⅱ	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	3 3 3 3 3	31単位の授業科 3目を45時間の 3学修に相当するこ 3内容にするこ 3と。また、1単 位ごとに1レボ ート、単位認定 試験等を課すこ とを標準とし て、達成度を確 認すること。	講義、演習及び実習を効果的に組 み合わせ、看護実践能力の向上を 図る内容とする。 健康の保持・増進及び疾病の予防 に関する看護の方法を学ぶ内容 とする成長発達段階を深く理解 し、様々な健康状態にある人々及 び多様な場で看護を必要とする 人々に対する看護の方法を学ぶ 内容とする。	基礎看護学 老年看護学 小児看護学 精神看護学	2	1	3事例程度
臨地実習	紙上事例演習		病院見学実習 及び面接授業	1病院見学実習 2日及び 面接授業3日	2年課程（通信制）について では、紙上事例演習、病院等見学 実習、面接授業で代える。	臨地実習	紙上事例演習	病院見学実習 及び面接授業
専門分野Ⅰ	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	3 3 3 3 3	31単位の授業科 3目を45時間の 3学修に相当するこ 3内容にするこ 3と。また、1単 位ごとに1レボ ート、単位認定 試験等を課すこ とを標準とし て、達成度を確 認すること。	講義、演習及び実習を効果的に組 み合わせ、看護実践能力の向上を 図る内容とする。 健康の保持・増進及び疾病の予防 に関する看護の方法を学ぶ内容 とする成長発達段階を深く理解 し、様々な健康状態にある人々及 び多様な場で看護を必要とする 人々に対する看護の方法を学ぶ 内容とする。	基礎看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	3	1	3事例程度
統合分野	在宅看護論	3	31単位の授業科 3目を45時間の 3学修に相当するこ 3内容にするこ 3と。また、1単 位ごとに1レボ ート、単位認定 試験等を課すこ とを標準とし て、達成度を確 認すること。	知識・技術を看護実践の場面に適 用し、看護の理論と実践を結びつ けて理解できる能力を養う実習 チームの一員としての役割を学 ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働 を通して、看護を実践する実習と 多様な看護実践の場（病院、施設 等）で実習する。 2年課程（通信制）については、 紙上事例演習、病院等見学実習、 面接授業で代える。	在宅看護論 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	3	1	3事例程度
統合分野	小計	25	20	15事例程度 5	2年課程（通信制）について では、紙上事例演習、病院等見学 実習、面接授業で代える。	小計	25	20
統合分野	在宅看護論	3	31単位の授業科 3目を45時間の 3学修に相当するこ 3内容にするこ 3と。また、1単 位ごとに1レボ ート、単位認定 試験等を課すこ とを標準とし て、達成度を確 認すること。	知識・技術を看護実践の場面に適 用し、看護の理論と実践を結びつ けて理解できる能力を養う実習 チームの一員としての役割を学 ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働 を通して、看護を実践する実習と 多様な看護実践の場（病院、施設 等）で実習する。 2年課程（通信制）については、 紙上事例演習、病院等見学実習、 面接授業で代える。	在宅看護論 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	3	1	3事例程度

看護の統合と実践	4 4	紙上事例演習	病院見学実習及び面接授業	単位数 2 1 3事例程度	備考	訪問看護論 在宅看護の統合 と実践	訪問看護論 在宅看護の統合 と実践	教育内容ごとに 病院見学実習 1日及び面接授業 3日	1 教育内容ごとに 病院見学実習 2日及び面接授業 3日	備考	訪問看護論に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。	訪問看護論に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。	
臨地実習	4 4	紙上事例演習	病院見学実習 及び面接授業	単位数 2 1 3事例程度	備考	訪問看護論 在宅看護の統合 と実践	訪問看護論 在宅看護の統合 と実践	教育内容ごとに 病院見学実習 2日及び面接授業 3日	1 教育内容ごとに 病院見学実習 2日及び面接授業 3日	備考	訪問看護論に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。	訪問看護論に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。	
看護の統合と実践	4 4	紙上事例演習	病院見学実習 及び面接授業	単位数 2 1 3事例程度	備考	訪問看護論 在宅看護の統合 と実践	訪問看護論 在宅看護の統合 と実践	教育内容ごとに 病院見学実習 2日及び面接授業 3日	1 教育内容ごとに 病院見学実習 2日及び面接授業 3日	備考	訪問看護論に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。	訪問看護論に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。	
小計		11	9	6事例程度				11	9	6事例程度	2		
総計		65	65					65	65			2,180時間以上の講義・演習等を行うものとする。	
2,180時間以上の講義・演習等を行うものとする。													

備考 2年課程（通信制）における第6の5の（3）で示す対面による授業については

以下の内容を含む教育を行うこと。

① 論理的思考のもと根拠に基づいた看護を実践するための問題解決プロセスを学ぶ

内容

② フィジカルアセスメントといった対象の理解と看護実践の基礎となる技術を習得

し、理論と実践を統合して学ぶ内容

③ 健康教育等において効果的なコミュニケーションについて学ぶ内容

別表 4～13-2 （略）

別表 4～13-2 （略）